

## 医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う医療 DX 推進体制整備について以下のように対応します。

- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制については、電子カルテメーカーと協議中です。(令和7年3月31日までの経過措置)
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報取得・活用して診療を行うことについて、掲示しております。